

## 水銀大気排出に関する今後の調査方針について

### 1. 検討背景

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法が一部改正（平成 30 年 4 月施行）され、水銀排出施設の設置者に対する排出基準の遵守、水銀濃度の測定及び結果の記録、保管を義務付ける規定や要排出抑制施設に対しても自主的取組として、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずること等が新たに設けられた。

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十七号）の附則第二条では、「法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と記載されている。また、改正大気汚染防止法の検討にあたっては、中央環境審議会において「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第一次答申）」（平成 28 年 6 月）、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第二次答申）」（平成 29 年 5 月）が取りまとめられており、施行後 5 年を目途に、必要に応じて制度の見直しを行うことが適当である旨が記載されている。

改正大気汚染防止法の施行から 5 年が経過した際の施行状況に応じた制度見直しに向けて、検討事項を整理する必要がある。

#### <水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第一次答申）より抜粋>

改正大気汚染防止法の施行後は、全ての水銀排出施設において、水銀濃度の測定が行われることから、今回の実態調査よりも詳細な排出実態が把握できる。また、今後は、測定結果に基づき水銀等の大気排出インベントリーも定期的に更新されることになる。こうした詳細かつ最新の排出実態を踏まえて、施行後 5 年を目途に、必要に応じて制度の見直しを行うことが適当である。

#### <水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第二次答申）より抜粋>

本フォローアップの在り方についても、その実施状況を踏まえて、施行後 5 年を目途に、必要に応じて見直しを行うことが適当である。

## 2. 検討事項（案）

### ● 排ガス中水銀の測定方法について

第一次答申では、メインストリームサンプリング又はサイドストリームサンプリング等の全水銀を一括で試料採取する方法や、金アマルガム捕集法などの湿式吸収法以外の測定方法等について検討すべきとされている。

メインストリームサンプリング及びサイドストリームサンプリングについては令和4年度中の告示改正を予定している。金アマルガム捕集法などの湿式吸収法以外の測定方法等については、引き続き情報収集を行う。

### ● IGCC を水銀排出施設として追加するか検討

第一次答申では、石炭ガス化複合発電（IGCC）に関して、「石炭をガス化してガスタービンで発電する石炭ガス化複合発電については、実用化されて間もない発電技術であることから、現時点では規制対象とはせず、今後、排出実態を把握した上で、水銀排出施設としての追加について検討すべきである。」とされている。

IGCC は令和3年4月及び同年11月にそれぞれ1基ずつ商用運転が開始されているため、調査を行う必要がある。

### ● BAT 及び排出基準の評価

第一次答申では、「今般とりまとめた排出基準の特徴は、可能な限りBATに適合した値としたことである。このため、水銀排出抑制技術の進歩に対応して、排出基準についても見直していく必要がある。」こと及び「国内外の技術の進歩や原料・燃料等の動向を把握し、規制対象施設や排出基準等について見直していくことが適当である。」とされている。

水銀排出施設における排ガス中水銀濃度の測定事例等を活用して、第一次答申でBATとみなした技術について評価・検証を行う必要がある。

### ● 要排出抑制施設

第二次答申では、要排出抑制施設の自主的取組の内容やそのフォローアップの方法について取りまとめられており、「本フォローアップの在り方についても、その実施状況を踏まえて、施行後5年を目途に、必要に応じて見直しを行うことが適当である。」とされている。

要排出抑制施設におけるこれまでの自主的取組の実施状況やフォローアップ内容について評価し、今後のフォローアップの在り方等について見直し等を検討する必要がある。

以上